

2013 koken No.7
Spring

(一社)高知県建設業協会「高建(こうけん)」
平成 25 年 4 月発行 No.7 春号
年 4 回発行 (1 月 4 月 7 月 10 月)



協 会 通 信

高 建

春

連 載

- ・高知県の土木史
「古墳、宮都築造に大土木事業④」
- ・土木人物伝⑦ 「小野 義真」
東北本線開通の大恩人

高 知 県 提供情報

- ・南海地震に備えちょき
- ・観光案内

建設業協会は皆さまの暮らしを応援しています “私たちの活動紹介”

- 防犯パトロール・交通安全指導を実施しています
- 各行政機関と災害時協定を締結し共に活動できる体制を構築しています
- 災害時に備えた「災害情報共有ネットワークシステム」を構築しています
- 「清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定」を高知県と締結し環境美化を推進しています
- 建設業を志す若者の育成支援をしています

「みんなの力で東北地方を復興しよう！」
One For All! 遠く離れても心はひとつ!
「私たちも東北地方を応援しています」
高知県建設業協会



CONTENTS

	ご挨拶	3
	「コンプライアンスに関する相談窓口」「公益通報連絡窓口」について	4
連 載	高知県の土木史	6
	第2章 古墳、宮都築造に大土木事業④	
載	土木人物伝⑦	9
	小野 義真 1839～1905 ～東北本線開通の大恩人～	
寄 稿	安倍政権と今後の社会資本整備	10
	高知県建設業協会 技術アドバイザー 宮田 隆弘	
	協会インフォメーション	13
	◆本部だより◆	
	お知らせ	15
	建設業に働く若者からのメッセージ	31
	第7話 現場監督への道	
	学習教材「十市の丘」	34
	三人寄れば文殊の知恵	
	生活習慣を見直しましょう⑤	35
	統計資料	37
	クロスワードパズル	43
高 提 供 情 報	南海地震に備えちょき	44
	観光案内	46



当協会は、この度の公益法人制度改革に伴い、平成二十五年四月一日を以って一般社団法人としてスタート致しました。

業界を取り巻く環境は、非常に厳しいものがありますが、今後とも、業界の発展のため、そして、より充実した社会貢献を行うために役職員一同全力を尽くしてまいりますので、なお一層のご指導とご協力を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 高知県建設業協会
会長 山中栄広

皆 様 へ

当協会では、建設業のコンプライアンス徹底を図るため「コンプライアンスに関する相談窓口」と「公益通報連絡窓口」を設置しております。

ご利用に当たっては、それぞれの取り扱い要領をご確認いただきますようお願いいたします。

(一般社団法人 高知県建設業協会)

「コンプライアンスに関する相談窓口」

1. 利用者の範囲

会員・非会員を問わない

2. 相談の内容

各種法令・規則・制度等に関するもの

(お問い合わせ先)

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設業協会事務所

TEL (088) 822-6181

FAX (088) 823-5662

受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）8：30～17：00

「公益通報連絡窓口」

1. 利用者の範囲

- (1) 会員（法人にあってはその役員及び従業員）
- (2) 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

2. 通報の内容

当協会員の独占禁止法等法違反行為及び当協会が策定した「行動憲章」に反する行為。

3. 通報受付の対象外となるもの

- 個人的なトラブルによるもの
- 業務外の私生活上の違反等
- 誹謗・中傷に該当するもの
- 専ら個人の利益を図ることを目的としたもの
- 具体的根拠に乏しいもの

4. 通報者の保護

通報者に対する不利益取り扱い等は禁止されています。また、通報者情報や通報内容・調査結果等の情報は、秘密として取り扱われ、通報処理以外の目的では使用されません。

5. 通報者への連絡

お送りいただいた通報につき調査を開始するか否かを決定した際には、通報を受け付けた窓口よりご連絡いたします。また、通報対象事業の確認や調査の為、公益通報取扱事務所の責任者よりご連絡し、詳細をお伺いする場合があります。

その他

- (1) 通報にあたっては、公益通報取扱要綱をご一読願います。
- (2) 通報者の氏名及び連絡先が不明な場合は、原則として受付できません。
- (3) 通報事実を裏付ける資料、証拠があれば、通報時にご提出・ご連絡ください。

(通報先)

■面談・電話※・ファクシミリ

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設会館3階 「公益通報取扱事務所・倫理委員会事務局」

TEL (088) 821-9779

FAX (088) 821-9719

受付時間：火曜日、木曜日（祝祭日除く）10：00～16：00

※電話での通報に関しては、録音させていただきますので、ご了承ください。

■書面郵送

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

一般社団法人高知県建設業協会 「倫理委員会事務担当者」あて

高知県の土木史

第2章 古墳、宮都築造に大土木事業④

都と土佐を結んだ官道

中央集権的国家体制を維持していくためには、諸国に国府を置き、その国府と都間、または国府相互間の連絡を緊密にする必要がある。そのために大化以前にほぼ形成されていた7道（東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海）を官道として駅伝制を敷くとともに、畿内以外の諸国を7道に付随させ、地方行政区とした。土佐が讃岐、阿波、伊予、紀伊、淡路とともに南海道に属したのは、よく知られているところである。

土佐をはじめ讃岐、伊予、阿波への官道・南海道は、都から紀伊の国府を経て加太の港から淡路島の由良へ。さらに福良から鳴門の渦潮を渡り、阿波の牟夜に上陸、四国入りした。土佐へは讃岐を経て伊予に入って西進、一説では遠く南伊予の海岸に沿って迂回、幡多に入り、東進して国府（南国市比江）に至ったという。また一説では、現在の国道194号に近い経路で本川に達し、そこから仁淀川沿いに伊野を経て国府に向かったともいわれる。

高速交通手段がなく、人の足より早いのは馬しかなかった時代には、どちらにしても、あまりにも遠い道程であった。このため養老2（718）年には、土佐の国司が、阿波から海岸沿いに室戸岬を経て土佐に入る新道を開くことを

申請、これが許可されている。「続日本紀」の同年5月7日の条に次のようにある。

土佐国言。公私使直指土佐。而其道経伊与国。行程迂遠。山谷險難。但阿波国。境土相接。往還甚易。請就此国。以為道路。許之。

これら7道の規模は従来、幅1～2mで曲がりくねった、踏み分け道とあまり差のないものとみられていた。道路は時代が下るにつれ、よく整備されるというのが常識とされていて、旧東海道の箱根、伊豆あたりの道幅も1～2mであるので、そう推測するのも当然であった。ところが、1970（昭和45）54）年代から空中写真によるランドマーク、ソイルマークなどの観測が発達、大縮尺地図との併用で地表の下に隠されている古代の道の痕跡の検出が可能になった。

その結果、驚いたことには幅が12m前後あり、計画的に真つすぐに造られた道の痕跡が、各地で検出されたものである。しかも砂利で路面を固め、両側溝も備え、道路と呼ぶにふさわしい構造であるのも分かった。こうした規模、構造から、官道が軍事道路として建設されたとする説があるが、古代の軍制では、兵士は現地徴募であり、都から隊伍を組んで進軍することはなかったとして、断定するには多分に疑問が残るとの反論もある。いずれにしても、自然の地形に関係なく計画的に造られた幅12m前後の直線道路は、多大な物的、人的エネルギーの投入と、

土木技術が到達した水準の高さを示しているといえよう。

北海道には大幅員の直線道路遺構の一部が検出された所もあるが、山越えの道がほとんどの本県分では、幅12mもの直線道路を造ることは不可能だったとみられる。さきに述べた土佐の国司の官道のコース変更申請は、そうした峻険な地形ゆえのことであった。

第3節 律令制揺らぎ

荘園増える（平安時代）

「墾田永世私財法」で加速

公田公民制を基礎とした律令性は、6世紀に入ると揺らぎ始めた。班田農民への諸負担の荷重が浮浪や逃亡を招いたのと、律令性が、成立の時点で既に①神田、寺田、功田の私有②位田、職田の私有地的な扱いの承認など——土地私有制を展開させる要因を内包していたためである。それが、権門勢家、地方豪族をして、公民をほしいままに使役し墾田を開墾、私有化させていき、743（天平15）年に出された「墾田永世私財法」の詔により一層加速された。

そうした律令性の行き詰まりを打開するため、桓武天皇は、794（延暦13）年、造営途中の

長岡京を放棄、山背（城）国葛野郡宇太村の地に平安京を造営、都を移した。明治維新による東京遷都まで約1000年にわたって続いた京の都の始まりであり、12世紀末の鎌倉幕府成立まで約400年間続く平安時代の開幕であった。その初期には前代からの唐風文化が栄え、天台、真言の新仏教が成立、中、後期には国風文化が興り「源氏物語」、「枕草子」、「土佐日記」などが書かれ、勅撰で「古今和歌集」が編まれるなど、華やかな王朝文化に彩られた。しかし一方では、桓武天皇の政策が平城天皇を経て嵯峨天皇の代に実り、修正律令政治が展開されたが、荘園の増加は止まらず、律令性は解体への足取りを一段と早めた。

鴨部郷その他に荘園

土佐でも平安時代中期になると荘園が増え始めた。荘園の始まりは様々で、封戸もその一つとされている。封戸は、律令制で上流貴族に与えられた俸禄。官職、位階に応じて戸数が決められ、その田租の半分、後には全部と調、庸を給された。社寺にも与えられるようになり、奈良時代に、土佐郡鴨部郷と吾川郡大野郷のそれぞれ50戸が東大寺の封戸に指定されていたことが「東大寺文書」に記されている。封戸は、公地公民を建前とした律令制下にあつては、原則的に国に属するものであったが、次第に私有化され、荘園へと変身したというわけである。鴨

部郷、大野郷も同じように荘園化していったのであろうと地方史研究者はみている。

また貴族や社寺が開発して土地を私有化した自墾系荘園が平安時代初期に、さらに末期になると、在地豪族や有力農民が、自分たちが開墾した名田に、国司や他の豪族たちが手出しできないように中央の権門、社寺に寄進した形をとった寄進地系荘園も現れた。自墾地系荘園としては、和気氏の土佐郡久満荘、香美郡田村荘が知られている。寄進地系荘園としては、「皇室領土佐郡朝倉荘、摂関家領の安芸郡和食荘、長岡郡片山荘、石清水八幡宮領夜須荘、密厳院領長岡郡介良荘をはじめ、安芸郡奈半荘、長岡郡吾椅荘・高岡郡津野荘などがあらわれ、中世にはいつてからはさらにふえてくるようになる」（山本大著「高知県の歴史」）。

「今昔」沖の島説話に農具名

そうした荘園の発生、発達歴史などは、早くから研究が積み重ねられ、最近では荘園絵図を手がかりに荘園主の館、農民の住まい、田畑の様子など荘園の姿が具体的に解明されてきている。一方、荘園を開墾、維持していくために必要だった灌漑用水路を掘り、畦畔を造った農業土木技術に関する史料は少ない。その数少ない史料の一つが「今昔物語集 巻第二十六」にある「土佐国妹兄行住不知島語第十」であろう。

年若い兄妹が、両親に連れられ田植えに行っ

た先で、舟に残り両親を待つ間に寝入ってしまった。そのうち舟が潮に引かれて漂い妹背島に流れ着き、その開祖となったというのが、話のあらすじで、妹背島は宿毛市沖の島だとされている。その中に、「馬齒、辛鋤、鎌、鋏、斧、鐮ナド」と当時使われていた農具の名が出てくる。

馬齒は馬鋤で、牛馬にひかせて田をすき返すのに用いる。長さ約1mの横木に約20cmの鉄製の齒10本内外を植え、これに鳥居形の柄をつけたもの。辛鋤は大陸伝来の鋤で唐鋤とも書く。鐮は、きこりが用いる広刃の大きい斧である。

平家に、わが世の春

律令性が解体に向かい、国家権力が衰退するにつれ、各地の治安状態が悪化、935（承平5）年には関東で平将門、翌936年には宇和海の日振島を根拠地に前伊予掾藤原純友が反乱を起こし、朝野に大きい衝撃を与えた。将門は940（天慶3）年、政府の命を受けた押領使藤原秀郷と一族の平貞盛に、純友も941年、追捕使小野好古、源経基らによって討伐された。

この後、時代は、藤原北家による摂関政治、次いで院政時代へと移り、保元・平治の乱を勝ち抜いた平清盛が覇権を握った。ここにおいて貴族は政治の実権を失い、律令制解体が進む中、地方の農村社会を背景に台頭してきた武士の世の中となった。清盛は1167（仁安2）年、

武士として最初の太政大臣となり、一族も栄華を極めたが、源平合戦の末、20年足らずで没落した。

土佐も、その間、藤原氏、次いで平家の支配下に次第に組み入れられた。源頼朝が挙兵した際には、土佐では平家側が優勢で、長岡郡介良莊に流され住んでいた弟の希義（義朝の五男）は、呼応するのを恐れた平家側の蓮池家綱、平田俊遠に討たれた。しかし希義が、平家の追っ手から逃れ頼ろうとした那須行家のような、源氏に心を寄せていた豪族もいて、平家没落後は、それら豪族が勢力を伸ばした。また壇ノ浦で敗れた平家の落人が各地に隠れ住んだといわれ、二位の尼に抱かれ海に沈んだはずの安徳天皇も、助けられ越知の横倉山に落ち延び行宮を営んだとの言い伝えもある。

大土木事業 平安京の造営

平安時代の第一の土木工事は、言うまでもなく平安京の造営である。遺構が現在の市街地の下に埋まっていた、当時の正確な姿は分かっているが、文献、絵図などの史料は多く、それらに基づいて、南北に細長い長方形で東西32町（約4・2km）、南北38町（約4・95km）、平城京より、やや大きかったとされている。大内裏（宮城）は京北部の中央にあり東西8丁（872・7m）南北10丁（1090・9m）であった。その南面中央の朱雀門から、幅員28丈（84m）

の朱雀大路が真っすぐ南へ羅城門へと伸び、京中を左右両京に分け、さらに各京は南北9条東西4坊の碁盤目状に分けられていた。

平安京の造営に次ぐ初期の大事業は、北方の経営であった。そのために北上川流域に胆沢、志波城などが築かれた。しかし、この2大事業も、巨費を要し民百姓を苦しめることとなり、806（大同元2）年、ともに中止されるに至った。

このほかには、平清盛による大輪田泊の修築、新仏教の興隆に伴う寺院建築のほか見るべきものは少ない。道路について見れば、初期にこそ作路司を置き維持管理に当たさせたが、時代が下がり朝廷の勢威が衰退するにつれ、七官道の駅制の維持もできず、勅使さえ伝馬に乗れない有様となった。

ただ、橋については「日本後紀」嵯峨天皇弘仁3（812）年の条に「六月己丑遣使造摂津国長柄橋」とあるのをはじめ、源氏物語とともに平安文学の双璧とされる清少納言の「枕草子」第63段には「橋は 朝津の橋、長柄の橋、天彦の橋、浜名の橋、一つ橋、転寝の橋、佐野の舟橋、堀江の橋、鵠の橋、山菅の橋、小津の浮橋」と長柄橋を含め11橋が数えられている。このほかに宇治橋、瀬田橋、五条大橋などが歴史上有名で、かなり発達していたものと考えられている。

（次号に続く）

「高知縣土木史」
（1998年 社団法人 高知県建設業協会発行）より引用

土木人物伝 7

小野 義真（おの ぎしん）

1839～1905



東北本線開通の大恩人

1839（天保10）年4月幡多郡宿毛郷（現宿毛市）に生まれる。通称を恭一郎または強一郎という。小野家は代々藩老伊賀氏に仕え、大庄屋の職を務めている。岩村通俊、高俊や林有造は母方の従兄弟である。明治維新後、新政府に出仕して大蔵少丞となり、次いで土木頭となって大阪港の築港や淀川の改修等にその敏腕を振った。

この大阪での数年の生活が義真の一生を大きく転換させ、実業界に雄飛することを決意、1874（明治7）年1月官界から去った。在官わずかに4年足らずである義真に従五位が贈られていることをみても、土木頭としての活躍が人並みでなかったことがうかがわれる。

退官後は財閥三菱の顧問として岩崎弥太郎を補佐し、三菱のあらゆる枢機に参画している。三菱で彼の発案した事業は多いが、中でも有名なのは小岩井農場の建設である。岩手県盛岡市の郊外に2600ha余の面積を持つこの農場は、現在は畜産、観光、憩いの場所として岩手県随一の観光地となっている。この農場は義真が三菱の岩崎弥之助、鉄道局長井上勝両氏にはかつて設立して経営したもので、その名は創立者3名の頭文字を組み合わせて命名したものといわれている。

1877（明治10）年西南戦争が起こると、義真は弥太郎を説いて汽船を購入させ、東京より戦場への兵器弾薬食糧の輸送を全部一手に引き受けさせたが、それによって莫大な利益を得て、財閥三菱の基礎はこの時に初めて定まったといわれる。

1872年東京・横浜間に開通した汽車は、大陸の目指す軍部の主導により西へ西へと伸ばしてはいるものの、東海道線の建設が精いっぱいであった。

早急に全国の鉄道網を完成させるため、私設鉄道の設立を主唱していた内大臣岩倉具視は、日本鉄道株式会社の設立主任に義真を抜擢した。この会社は東京・青森間に私設鉄道を建設する目的で設立された会社である。当時まだ鉄道に対する一般の認識は極めて薄く、この設立は困難を極めたが、義真は寝食を忘れて日夜奔走し、あるいは政府を説いて保護を願い、あるいは民間資本家を訪れて出資を乞うなど百方手を尽くして、1881年設立することに成功した。

日本鉄道株式会社が設立されると、推されて初代社長に就任、早速、東北本線上野～青森間の鉄道建設工事を開始した。東北本線は東海道線、山陽線とともに本州を縦断するわが国三大幹線の一つである。工事に幾多の困難をすべて克服し、やがて1891年東北本線は開通して、わが国陸上交通に新時代を画した。

義真は就任以来引き続き21年間社長の椅子に座ったが、政府が1906年私設鉄道を買収し、わが国の鉄道をすべて国有化することを決定、その第一歩として重要幹線である東北本線の買収を開始した。

義真らも賛成した国有鉄道成立を目の前にして、1905年5月9日死去。67歳。

「高知縣土木史」

（1998年 社団法人 高知県建設業協会発行）より引用

安倍政権と

今後の社会資本整備

高知県建設業協会
技術アドバイザー 宮田 隆弘

1. はじめに

昨今の世界経済情勢をみると、1980年代前半のアメリカでは、ドル高で輸入が拡大し、貿易赤字で苦しんでいた。その上、財政赤字も悪化していて（俗にいう「双子の赤字」）となり、経済が不安定になっていた。日本のような輸出国においては、アメリカ経済を破綻させないようにするための協力を惜しまなかった。

その解決策の1つとして、ドル安になるように輸入量を減らし、貿易赤字が解消可能になるよう、主たる輸出国が為替レートを検討する協議に入った。1985年にニューヨークのプラザホテルで、G5（先進5か国蔵相会議）の各国の大蔵

大臣・中央銀行総裁が集まってドル安に誘導する方針を決めた。これが「プラザ合意」といわれている。その内容は、ドルが高すぎるので、先進5か国でドル売り

に介入しようという合意である。

2. プラザ合意からバブル経済の形成

プラザ合意により、為替レートは円高・ドル安の方向にどんどん進みだした。日本のように輸出国では、円高が進むと日本製の物品（車・電気製品など）が買

その結果、金利が下がって、行き場を失ったお金が、投資価値のありそうな不動産・株・ゴルフ会員権などの投資先に変わった。1987年頃からバブル経済が形成され、1991年頃までバブル景気といわれている。また、1991年から2002年頃までが崩壊期に当たる。

バブル崩壊が始まった1991年以降から今日までの長い低迷期が「失われた20年」と呼ばれている。

とりわけ、2008年のリーマンショック以来の日本の政治・経済は、欧州経済危機や対中関係の悪化を背景にした外的要因によるものと、3年前の政権交代による政局の意思統一に起因する経済の停滞の足枷が大きな問題となっていた。

3. 日本経済の再生に向けて

「失われた20年」と言われる日本経済の停滞を回復すべく、2013年の国政においては、2012年末に自民党が政権に復帰し、

民主党政権下での諸政策の見直しを進めるとともに、新政府主導による大規模な財政出動が計画されてきた。3年前の政権では「コンクリートから人へ」というキャッチフレーズで、公共事業関係経費が大幅に削除され、建設業界を取り巻く環境が一変し、建設産業は耐え難い苦境に陥り、この厳しい経営環境の下で生き残りをかけて多くの企業が努力してきた。

新政権では、その流れを変え、公共投資によって住民が必要としているものを適切なコストで造るということ、建設業界の真価が問われるようになってきた。

しかし、その財源となるものは国債（国家が歳入不足を補うなどの財政上必要な借金となるもの）や地方債であり、国民・市民の次の世代に借金を残すことになった。けれども、この経費は社会資本の構築に使用するため、国民・市民全体がこの恩恵に浴していくことを考えたい。

4. デフレ経済からの脱出を考えよう

日本経済はバブル崩壊以後、約20年間デフレ経済により経済力を消耗してきた。

「物価が安いことに越したことはないのでは」との国民の素朴な疑問が聞こえてくる。国民の中には今でも「デフレが本当に悪いのか」との認識を持っている人もいると思われる。たしかに日々の収入が安定している人たちにとって、デフレの進行は歓迎すべきであるが、モノを作っている企業においては製品の価値が減少し、企業の利潤が生まれにくくなると企業家の所得も目減りし、従業員の給与も従前のように出せなくなる。また、新しい就業の機会も少なくなる。若者や高齢者の雇用も困難になり、失業者が増える。その結果、生活が苦しくなり、人々は消費を控えるので、モノが売れなくなる。どの企業でも自社の製品が売れなくなると価格を下げる。こうした悪い循環を「デフレスパイラル」に陥ると言ってい

る。したがって、モノが安く買えることが良いとしても、デフレは長期的には、経済の健全な発展を阻む悪であると言わなければならない。

5. 安倍新政権の経済政策

安倍首相の掲げる一連の経済政策をまとめたものを「アベノミクス」と呼んでいる。

首相の経済政策を3つの基本方針にまとめ、「3本の矢」で表している（このわけは、首相が山口県出身であり、戦国時代の武将・毛利元就が中国地方を領有していたとき3人の息子たちに矢を授け、3人が力を合わせて国を守るよう諭したことからなぞらえている）。

1つ目は「大胆な金融緩和」、2つ目は「機動的な財政出動」、3つ目は「民間投資を喚起する成長戦略」である。

3つの経済政策が「3本の矢」として集約され、低迷する日本経済がデフレ脱却から復活を目指すものである。

6. 大胆な金融政策

政府の金融政策としては、大量の資金を日銀が市中の金融機関に供給できるようにし、金利をゼロ近くに誘導することである。また、物価上昇率の目標を定め、それが達成されるまで貨幣が世の中に出回るようにする、「リフレ」政策を日銀にとつてもらおうという考え方である。

それには、日銀の資金買入基金を使って、市中の金融機関から保有国債や金融資産を買って、代金を渡すと市中銀行には潤沢な貨幣が入り、その貨幣が市中に出回ることになる。どんどん出回れば、貨幣価値が下がるので、物価は上昇し、インフレに向かっていくことになる。

上記の「リフレ」はReflationの略であり、計画的に統制された通貨膨張のことで、ここではデフレ脱却のため通貨を増やそうとすることである。Deflation → Reflation → Inflationに向かう。

ただ、日銀が国債をいく

らでも買ってくれるとなると、通貨価値が下がりすぎて猛烈な物価上昇を引き起こすので、日銀では物価安定の目標に2%の上昇率を採用し、国民生活への悪影響を防止しようとしている。

2%の物価目標を導入した理由は、現在のデフレから脱却する狙いである。今の日本では「まだ物価が下がる」とのデフレ期待が強く、消費者の買い控えが指摘されている。企業の製品が売れ利潤ができれば、従業員の給料も増える。つまり、消費者の所得を上げて景気を良くするというシナリオである。

7. 機動的な財政出動

アベノミクスの第二の矢である「財政出動」は、現実に日本経済のデフレ脱却をスタートさせる役割を担うと言われている。大胆な金融政策によって生み出された資金を、市場で活用・流通させていくための、誰にも必要とされる活用可能なルーティンワークの効果的な目標を見つけ、その資

金となる重要な原資である。

もし、多額の資金が供給されても、銀行内で行き先が分からず通貨が迷走しているか、眠っている状態では、大きな損失をつくることになる。また、貴重な民間投資を呼び起こし、投資先を案内するため、先ず、政府主導による事業を率先して展開するところを民間に披露すれば、新しい発想による「呼び水」となる。

この政府主導による「呼び水」が「機動的な財政出動」になる。

2012年度の補正予算とこれに次ぐ13年度の一般会計総額を合計すると100兆円を超え、これを「15カ月予算」として、景気優先の大規模な財政支出として出動・展開しようとするものである。

しかし、この予算原資の中には、新規国債によって賄わなければならない部分もあることに留意しなければならない。

次に、景気循環を加速するための事業として筆頭格になるのは、公共事業であ

る。

公共事業への予算付けには、いろいろと問題点が挙げられているが、予想を超える災害に見舞われた場合の命を守る対策が不可欠である。可能な限りの減災のためには、事前復興を行う以外に考えられない。事前復興とは、近い将来必ず起きる大地震などに備え、予測される被害についてチェックし、その項目に対応した整備をするため、可能な資金を出動させることにより減災に努めることである。

公共事業への投資は、景気回復に大して繋がらないという議論もあるが、何から優先していくかが大事であり、災害の場合は「事前復興」により、あらかじめ決めておき行動に移していくことである。

次に問題視されている公共投資も、従来型のものでなく、東北地方の震災復興が焦眉の急である。続いて、高度経済成長期に造られたインフラのメンテナンスや更新である。この作業は、遅れるほど補修にコストが

かかることになる。

8. 民間投資を喚起する成長戦略

アベノミクス第三の矢である「成長戦略」は、国内総生産（GDP）が全く伸びなかった「失われた20年」の原因を探り、そこから抜け出すための処方箋を描くことにする。

安倍政権は、その切っ掛けとなる戦略をいくつか提示し、民間主導の対策を強める中で、日本経済が確実に坂道を登れるよう、政府がその後押し役を果たす、環境づくりを示している。

首相は、自らの主導による、プラットホームとしての産業競争力会議で成長戦略の基礎・応用技術を培う。健康では新薬やiPS細胞の実用化、エネルギーではメタンハイドレートの採掘、次世代インフラの構築・整備、農林・水産業の資源の確保と活用などの4分野を目標にして、技術力の強化を図る。

目指す戦略の方向として、

① 製造業の復活を目指す「日本産業再生プラン」

② 企業の海外展開を支援する「国際展開戦略」

③ 新産業育成のための「新ターゲットインングポリシー」

の3つを掲げている。

これらは、今後確実にやってくる重点分野であり、先取りされた産業にはアベノミクスの規制改革や財政支援などが取り入れられ、有効に機能することになる。

9. 政権交代による変化の兆し

安倍政権はデフレ脱却を目指し、日本経済を刺激する「3本の矢」を景気浮揚に向けて放たれた。市場での反応として、株価の上昇と円安が進行している。しかし、ハイパーインフレや国債価格の暴落などを懸念する声もある。

穀物や燃料価格の上昇により電気料金の値上げなどが始まり、それに円安が加わる様相を呈してきた。円安は短期的に輸入品の価格

上昇という好ましくないことになる。

しかし、デフレ脱却の鍵となるのは、こうした物価上昇の波が賃金アップにまで広がっていくかどうかである。家計所得が変わらず生活必需品の価格だけが上がれば、脱デフレとは言いにくい（単なる物価の値上げとなる）。

川上の輸入原材料が上がり、川下の最終製品まで浸透すれば、消費者物価も上がってデフレ脱却に近づいていく。ただ、企業が最終製品を値上げできるかどうかは家庭の所得（収入）次第である。少なくとも家庭の収入が増えるという期待がなければ消費も増えない。

消費が増えることによって企業が利益を得、従業員の賃金も上げることができるといふ、好循環をつくることにより、この問題が解決することになる。

脱デフレの好循環をつくるために、デフレ脱却の鍵を握る賃金の上昇に向けて、

政府、経済界、労働組合の三者で協定を結び、デフレを退治し、モノが売れるようにする。

昨年暮れの政権交代から社会の変化が見え始めた。

① 日本を訪れる外国人が3割増えていること。

② 大都市では、地価の回復をはじめとする不動産市場に投資マネーが流入し始めたこと。

③ 株価は昨年（2012年）の11月に衆議院解散が決まって以来、現在（2013年）の3月末まで、右肩上がりに推移している。これを日経平均で見ると9,000円弱から終値が12,000円を超えている。株価の値上がりも顕著である。

10. 財政出動による緊急経済対策

緊急経済対策の事業規模は、国と民間を合わせると20兆円を超える事業規模の大型対策になっている。

安倍政権では、東日本大震災の復旧・復興を緊急経済対策の要に据え、財政を出動させているが、被災地

では建設工事の増加に伴い工事を請け負う落札企業が決まらない「入札不調」が相次いでいる。この原因は、作業員の人件費や資材価格が高騰していることにより、受注しても利益が上がらないと感じている業者が事業参入をためらっているからである。

この対策として、国や自治体は入札参加の基準緩和や共同企業体の枠組みの改善、大規模事業の一括発注など試みられているが、いづれもさほどの効果は表れていない。

現状では復興への道筋は長引きそうである。

せっかくの財政出動と事業の進捗がインバランスとなっている。事業に必要な人材の不足は、他県からの雇用につながりやすい制度を設け、資機材の不足も同様に考え、調達しやすい試みが必要である。

発注・受注の流れを検証し、どこで隘路になっているかを突き止め、流れを修正することにより、竣工の期日を早めることが地域にとっても事業関係者にとっても必要であると思われる。

○コンプライアンスの推進

倫理委員会の設置が1月11日の理事会で承認され、1月15日に第1回の委員会が開かれました。これまで当協会に構築したコンプライアンスに関する主な組織、制度は次の通りです。

(1) 倫理委員会

警察OBや公正取引委員会OB、弁護士、大学教授などの、外部有識者5名にて編成。本年度は、コンプライアンス確立に向けた活動報告や平成25年度以降の活動方針の検討、更には公益通報の状況報告などを中心に活動を行い、計5回の委員会を行った。

(2) コンプライアンス委員会

土木部会、建築部会、下水道部会から推薦された、計11名にて編成。建設業界における法令遵守徹底への取り組みについて企画、立案を行っている。平成24年度は、談合事案の検証結果、行動憲章の策定、倫理委員会の設置、県の談合防止対策の検討、支部訪問の計画などの協議を行った。

(3) 公益通報制度

倫理委員会委員長（元：県警刑事部長）に取扱責任者として、公益通報取扱事務所を建設会館3階事務所に設置して通報を受付けている。

通報の受付：祝日を除く、火曜日・木曜日10時～16時

(4) 情報公開制度

協会の事業や財務に関する情報をホームページや備え置き書類などで広く一般県民に公開している。

○建産連と高知県との協議懇談会

建産連と高知県の協議懇談会が2月18日に開催されました。

今年度も尾崎知事をはじめ、奥谷土木部長、味元副部長、野村副部長など土木部幹部の方に出席頂き、業界のコンプライアンス推進やその他要望について協議しました。

当日の内容は次の通りです。

1. 要望についての協議懇談

(1) 社団法人高知県測量設計業協会

①測量設計業務における県内企業の受注拡大について

(2) 一般社団法人日本造園建設業協会 高知県支部

①「街路樹剪定士」資格の活用について

②維持委託業務の前払金についての要望について

(3) 意見交換

2. コンプライアンス確立に向けての協議

(1) 社団法人高知県建設業協会

①独禁法違反の事案の総括について

②「法令違反と信頼回復に向けての改善計画書」の内容とその具体的活動計画・進捗状況について

(2) 社団法人高知県測量設計業協会、高知県舗装協会

①コンプライアンス確立に向けての活動報告と今後の取り組み方針について

(3) 意見交換

○事務局の人事異動

氏 名	新	旧	発令日
廣 田 正 邦	建設業労働災害防止協会 高知県支部へ出向 同団体 事務局長	調査役	H25.4.1
岡 崎 倫 静	総務課長	主 事	H25.3.7
徳 久 和 人	書記（新規採用）		H25.3.15

協会行事一覧

1月

日	曜日	項 目
10	木	総務正副委員長会 総務委員会
11	金	正副会長・顧問合同会議 理事会
15	火	倫理委員会
30	水	倫理委員会

2月

日	曜日	項 目
1	金	防犯パトロール
7	木	正副会長・顧問 合同会議 建産連 常任理事会 自民党建設支部 通常総会 コンプライアンス委員会
15	金	倫理委員会 防犯パトロール
18	月	高知県と建産連との協議懇談会
22	金	建築委員会
25	月	南国・嶺北支部 支部訪問
26	火	高陵・高幡支部 支部訪問
28	木	中村・宿毛・土佐清水支部 支部訪問

3月

日	曜日	項 目
1	金	高知・伊野・高吾北支部 支部訪問 防犯パトロール
4	月	室戸支部 支部訪問 安芸支部 支部訪問
5	火	青年部連合会 役員会 倫理委員会
7	木	正副会長・顧問合同会議
10	日	建設業経理検定試験
15	金	防犯パトロール
25	月	(土木部会) 総務正副委員長会 (土木部会) 総務委員会
27	水	(土木部会) 正副部会長会 (土木部会) 理事会 支部長会
29	金	コンプライアンス委員会 倫理委員会

Compliance

建設業は法令を遵守します

私たちは約束します

クリアな未来へ

Construction industry

一般社団法人 **高知県建設業協会**

※「公益通報連絡窓口」を設置しています

公益通報連絡窓口（倫理委員会 事務室） TEL 088-821-9779 FAX 088-821-9719

助け合い、未来を創る。



建設業界による自主的な
共済保険で保険料が安い。

元請・下請問わず
無記名で補償。

元請・下請それぞれの
保険契約者へ重複支払い。

企業の諸費用部分も補償。

事業主(保険契約者)への
速やかな支払い。

経営事項審査において
15点の加点。

公益財団法人
建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

取扱機関 (一社)高知県建設業協会 〒780-0870 高知市本町4-2-15 TEL.088-822-6181 FAX.088-823-5662

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

**育英奨学
事業**

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に
対して、要保育期間および小学校から大学までの在学
期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

退職金手帳 手に手に明るい職場

建退共高知県支部

●高知市本町4丁目2-15 建設会館内

●TEL 088-822-6181

(平成25年度)

《談合防止対策に係る入札契約制度の改正等について》

高知県

1 入札制度の見直し

(1) 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

- ① 工事費内訳書の提出の義務付け
 - 2,500万円以上の工事に工事費内訳書の提出を義務付け
 - 今後、計画的に対象を拡大
〔予定〕
 - 平成26年4月 1,000万円以上の工事
 - 平成27年4月 500万円以上の工事
 - ※ 上記の状況を検証した上で、更なる拡大を検討
- 施行期日
平成25年5月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用
- ② 入札結果等に基づく談合疑義のチェックの継続
 - 談合情報等対応マニュアルに基づき、入札結果や落札結果等により談合が疑われる事実を把握した場合は、事業者の事情聴取や公正取引委員会及び警察本部への通報を実施
- ③ 事務所ごとの落札率等の公表
 - 事務所ごとの土木一式工事の落札率等を毎年公表
 - ・落札率、事業者別年間受注額及び受注割合
 - ・平成24年度分から公表

(2) 適切な入札手続の執行のための入札制度の見直し

- 総合評価方式における施工計画の審査を入札書の提出期限後開札前に行うよう手順を変更
- 施行期日
平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用

(3) 談合が行われにくい入札制度の見直し

- ① 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大
 - ア 施工計画の配点を拡大
 - 企業6、技術者6、施工計画8→企業4、技術者4、施工計画12
 - イ 施工計画を求める工事の拡大
 - 難易度の高い工事などで積極的に活用
 - ウ 施行期日
平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用
- ② 談合により受注した工事の総合評価方式における評価の取扱い
 - 国、県、市町村等が高知県内で発注した公共工事のうち、談合により受注した工事（今般の独占禁止法違反の事案以後）については、総合評価方式における企業の評価（同種・類似工事の実績、同種・類似工事の工事成績及び優良工事表彰）の加点の対象とはしない。
 - 施行期日
平成25年3月18日以後新たに行う入札公告から適用
- ③ 競争性の確保
 - ア 入札参加資格の拡大
 - 土木一式A等級の事業者のみを入札参加資格とする入札の一部にB等級同士のJVの入札参加資格を認める。
（工法的に比較的簡易な工事）
 - 施行期日
入札参加者基準及び共同企業体の特例について（24高建管第782号土木部長通知）による運用の終了後に新たに行う入札公告から適用

イ 一般競争入札の対象工事の拡大

(ア) 原則一般競争入札としている下限額を引き下げ

- 5,000万円→3,000万円
- 今後も段階的に引き下げ

(イ) 一般競争入札を適用できる下限（1,000万円）を撤廃

- 過去の入札状況等を基に少額の工事でも一般競争入札を実施
- 価格のみによる一般競争入札も実施
- 施工能力は施工実績を入札参加資格要件に規定することにより確保

(ウ) 県の入札事務の簡素化

- 技術審査会の簡素化

(エ) 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用

ウ 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大

- 工事内容等に応じ、一定の競争性を確保するよう入札に参加できる事業者の地域の設定範囲を拡大
(例) 所内事務所の範囲（12ブロック）→土木事務所の範囲（6ブロック）
- 地域要件を一定の範囲にとどめることが適当な場合にも、金額により上位または下位のランクの事業者を加え競争性を確保
- 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用

エ 指名競争入札の指名業者数の拡大

- 指名業者数は下限のみを規定し、8者（以上）とする。
(委託業務も同様。)
- 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う指名通知から適用

オ 予定価格の事後公表の拡大

- 予定価格の事後公表の下限額を引き下げ
 - ・ 5,000万円→3,000万円
 - ・ 今後も段階的に引き下げ
- 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用

(4) 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し

① ダンピング受注の防止

ア 調査基準価格

- 工事の支払実績を調査し、利益の状況等を検証
- 無理な受注となっていることが確認されれば調査基準価格等の引き上げを検討

イ 予定価格の上限拘束性

- 課題を整理したうえで他の都道府県との協議の場で議論し、国等へ要望することを検討

② 総合評価方式における加算方式による評価値の算出の試行

- 国や他県の加算方式の事例を参照しながら過去の入札案件でシミュレーションを行い、その効果を検証し、平成25年度中に試行予定

③ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）

ア 平成25年度から平成27年度までの間に協業化等を行った場合は、そのメリットの付与期間を延長

- 協業化 5年→7年
- 合併 1年→2年

イ 協業化等についてのアンケート調査を実施し、協業化等が進んでいない原因を把握・分析したうえで、新たな対策を検討

ウ 新分野進出に係る実態調査を実施し、新たな対策を検討

(協業化等のアンケート調査はこれの中で実施)

お知らせ

2 ペナルティーの強化

(1) 指名停止期間の見直し

① 独占禁止法違反

区 分	現 行	改 正
ア 県発注工事	3月～14月 標準：10月	6月～24月 標準：12月
イ 県内業務	2月～14月 標準：8月	5月～20月 標準：10月
ウ 県外公共工事	1月～14月 標準：6月	4月～16月 標準：8月

② 談合罪（県発注工事）

区 分	現 行	改 正
ア 代表役員等	4月～18月 標準：12月	7月～28月 標準：14月
イ 一般役員等	3月～14月 標準：10月	4月～24月 標準：12月
ウ 使用人	3月～14月 標準：6月	4月～24月 標準：8月

※ 談合罪のその他の区分、贈賄罪についても同様の考え方で見直し

③ 施行期日

平成25年4月1日以後に不正行為等が行われたものから適用

(2) 独占禁止法等における再度の違反

① 指名停止に係る遡及期間

- 3年→5年

② 指名停止期間の加算

- 2月→標準月数の5割

③ 施行期日

平成25年4月1日以後に不正行為等が行われたものから適用

(3) 独占禁止法違反における主導的立場に対する指名停止期間の加算

- 2月→標準月数の5割

- 施行期日

平成25年4月1日以後に不正行為等が行われたものから適用

(4) その他のペナルティーの強化

① 指名停止事由の追加

指名停止事由	指名停止期間
談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合	1月～4月 標準：2月

- 施行期日

平成25年4月1日以後に不正行為等が行われたものから適用

※ 入札に関して、指名を受けたことや入札参加予定を他者に漏らした場合の取扱いについては、その意図、結果等にも様々な態様があり得ることから、個々の事例について、各部局の談合情報等調査委員会や高知県談合情報等審査会において審議した上で、現行の指名停止措置要綱及び取扱いに基づいて対応を決定する。

〈参照規定〉高知県指名停止措置要綱の取扱い別表第2関係の6

6 県発注工事に関して、入札等の情報を不正に聞き出そうとするなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合：1月～14月



- ② 総合評価方式における減点項目の新設
 - 独占禁止法違反等による指名停止を受けた場合は、△10点（公告日以前1年間に指名停止を受けていた場合）
 - 施行期日
平成25年4月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知による工事等に係る独占禁止法違反等から適用
- ③ 入札参加資格における地域点数の減点
 - 入札参加資格における地域点数の減点の下限を撤廃
・△60点→制限なし（△10点×指名停止月数）
（審査基準日前1年間に指名停止を受けていた場合）
 - 平成27年度の入札参加資格の格付から適用

3 コンプライアンスの徹底

- (1) 研修会の継続実施
 - 事業者、職員を対象としたコンプライアンス研修を毎年継続して実施
・日曜日の開催など多くの参加者が得られるように検討
- (2) 独占禁止法違反とされた事業者への実地調査の継続
 - 独占禁止法違反とされた事業者について、コンプライアンスに係る基本方針に基づく取組状況を今後も定期的に実地調査等により確認
- (3) コンプライアンスに係る基本方針の策定状況の入札参加資格の格付への反映
 - 事業者コンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを2ランク又は最下位のランクへ引き下げ
 - 平成26年度の入札参加資格の格付から適用

《その他の入札契約制度の改正》

1 現場代理人の常駐緩和

- (1) 国の経済対策に伴う補正予算等の執行のため、平成25年度に限り、現場代理人の常駐義務の要件を緩和し、兼務を承認する対象を拡大
 - 〈現行〉
 - 請負対象金額250万円未満の工事（件数の限度なし）
 - 請負対象金額2,500万円未満の災害復旧工事（件数の限度なし）
 - 〈平成25年度〉
 - 請負対象金額250万円以上2,500万円未満の工事（2件）を追加
（平成25年4月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用）
- (2) 土木構造物の維持管理業務委託に係る現場責任者と現場代理人について、平成25年度に限り、現場代理人同士の兼務の場合と同様、兼務を承認
（平成25年4月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用）

2 総合評価方式の改正

- 企業の評価における評価項目について、地域性・社会性評価として、「BCPの認定の状況」を追加
（平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用）

3 建設工事請負契約書等の改正

- 受注者から請負代金の前払金の返還を受ける場合の遅延利息等の利率を年3.0%（改正前：年3.1%）に改正
（平成25年4月1日以後新たに契約するものから適用）

4 低入札価格調査制度の取扱いの改正

- 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札において、低入札者に係る失格調査等を、従来の見積内訳書に代えて、工事費内訳書に基づき実施
（平成25年5月1日以後新たに行う入札公告から適用）

《お知らせ》

上記の改正内容の要領等については、近日中に高知県土木部建設管理課ホームページに掲載しますのでご確認をお願いします。

問合せ先

高知県土木部建設管理課

契約担当 TEL 088-823-9813

建設業担当 TEL 088-823-9815

(社) 全国中小建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったところである。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがある。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つである。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示している。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であり、下記のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等について、貴団体傘下の建設企業において、ご理解と適切な対応を図られたく、周知徹底方お願いする。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要である。また、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われることは、公共工事設計労務単価及び予定価格への反映を通じて発注価格の水準の適正化にもつながり、これにより技能労働者に対する適切な水準の賃金支払も可能になるといった健全な循環の実現に寄与することとなる。加えて、現内閣においては、公共投資の拡大を労働者の所得増加に結びつけ、消費の拡大、さらには生産の拡大を通じてデフレ経済からの脱却を目指しているところであり、公共事業の受け手である建設業における労働者の賃金引上げは、極めて重要な課題である。

平成25年度の公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、これらの点に十分留意の上、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握した上で、その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたいこと。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠である。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、既に作成が進んでいる標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

3. 若年入職者の積極的な確保

若年者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、今回の公共工事設計労務単価の引上げを若年者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

4. ダンピング受注の排除

平成24年度補正予算の経済効果の早期発現を図り、デフレ経済からの脱却を図るため、さらには、近年のダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためにも、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

5. 設計変更に伴う下請企業への適切な支払

「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号、国土入企第34号）2.（1）において、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落が懸念される地域においては、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考として適切な運用に努めるよう公共発注者あて通知されたところであるが、この措置に基づき、設計変更により発注者から追加費用が支払われる場合において、地域外からの労働者確保に要する費用（宿泊費等）や資材の遠隔地からの調達に伴う輸送費等を下請企業が負担しているときは、元請企業は、設計変更により追加支払が行われる趣旨にかんがみ、また、労働者に適切に賃金が支払われるようにするためにも、下請企業にその負担額を適切に支払うこと。

6. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要かを検討するために、より詳細な調査を実施することとしているので、これにご協力いただきたいこと。

7. 資材不足等への適切な対応

公共工事の増加に伴う建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に提供いただくとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、公共工事発注者、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。

新規学校卒業者

求人のしおり

新規学校卒業者の就職環境は引き続き非常に厳しい状況が続いております。企業の皆様方におかれましては、若者の雇用機会の確保のため、求人の早期提出・採用枠拡大にご理解・ご協力をお願いします。

1. 新規学校卒業者を募集する場合には

○ 新規高等学校卒業者

①新規高等学校卒業者を対象とした求人は、求人事業所管轄の職業安定所へ求人申込書（高卒）により申込をしてください。

※事業主の親族関係者以外の縁故募集や直接募集、委託募集は行ってはならないこととなっています。

②仕事の内容については、どのような機械、機器、道具を使って、どのような仕事をするか、具体的に記入してください。また、「超過勤務の実態」「福利厚生制度の詳細や利用状況」「過去の新卒者等の採用状況及び定着状況」「入社後の処遇（研修内容、将来の待遇、転勤、営業ノルマの有無等）」等につきましても、可能な限り補足事項欄や特記事項欄等に記入してください。

③求人申込書の確認・求人票の交付・学校への申込みについて

求人申込書を職業安定所に提出してください。職業安定所で確認印を押印し求人票（高卒）を交付しますので、確認印の押印された求人票（写）を各高等学校及び高等学校管轄安定所に送付又は持参して求人申込みを行ってください。

④高等学校生の応募書類は全国統一応募書類を使用してください。

⑤「応募」について

高校生の応募につきましては、採用選考開始日（9月16日）から9月30日までは、1人1社制応募となります。（1人が応募できるのは1社まで）10月1日からは事業所の了解のもと複数応募（1人2社以内）が可能となっております。採用選考につきましては、出来る限り早期の選考・早期通知をお願いします。

⑥選考方法を追加・変更される場合は、できるだけ早く学校及び学生に文書で通知するようお願いします。

⑦採否の決定について

採否は選考後速やかに決定し、「採否決定通知書」を2部（本人及び学校分）作成して、必ず出身学校長へ遅滞なく送付してください。（本人宛に直接送付しないでください。）

標準的な選考期間：1週間～10日間程度

不採用の場合は、今後の生徒指導、職業紹介に役立てますので、具体的、詳細な理由を出身学校へ必ずお知らせください。（応募書類は出身校へ必ず返送してください。）

⑧採用された生徒の入社日は、できるだけ3月20日以降4月1日までにお願いします。

求人への申込みにあたって（定時制・通信制課程生徒に対する配慮について）

求人は特定の高等学校に限定しないで、出来る限り広く多くの生徒に応募と採用の機会を与えるよう、特にご理解をお願いします。

また、定時制や通信制高等学校卒業者は、修学年限等の制度を除いては、全日制課程と何等異なるところがありません。種々の困難な条件を克服しながらも、旺盛な勤労意欲と積極的な勤労意欲に燃えて頑張っているこれらの勤労学生に対しては、全日制と同様に求人の申込みをお願いするとともに、採用後もこれらの生徒が希望をもって働けるよう、格別のご援助をお願いします。

○ 新規大学等卒業者（短大・高専・専修含む）

求人の申込みは、各学校へ提出・受理しておりますが、職業安定所に申込みいただきますと、全国の新卒応援ハローワーク及び職業安定所やハローワークインターネットサービスで公開することができます。職業安定所に求人を提出する場合は、求人申込書【大卒等】を事業所管轄の職業安定所に提出していただくこととなります。

①大学等卒業予定者の採用・就職活動に係る取扱い

現在、大学生等の就職活動の早期化・長期化により正常な学校教育の実施が困難になっていることから、大学等卒業予定者の採用・就職活動にあたっては、大学側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」、企業側は「新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」をそれぞれ定め、双方を尊重した採用活動・就職の取扱いを行っておりますので、採用選考活動の早期開始の自粛など、倫理憲章の遵守についてよろしくお願いします。なお、採用選考期日等につきましては、裏面をご確認ください。

2. 新規学校卒業者の採用選考期日等一覧

中学校・高等学校	中学校	高等学校	注意事項
求人受理の開始 ※公共職業安定所のみ求人受理	6月20日以降	6月20日以降	事業所管轄安定所に申込み
求人公開の開始	7月1日以降	7月1日以降	7月1日以降事業所から各学校・安定所に送付。学校訪問も原則として求人公開以降。
学校からの推薦（応募）開始	1月1日以降	9月5日以降 （10月1日以降1人2社まで応募可能）	求人者独自の採用紙は認めない。
採用選考開始	1月1日以降	9月16日以降	学校からの推薦後速やかに選考・採用通知をお願いします。
入社日	4月1日以降	できるだけ3月20日以降 4月1日まで	学校・本人への通知は文書にてお願いします。

※高卒者の推薦開始、採用選考開始は高等学校就職問題検討会議（1月開催：全国高等学校長協会・主要経済団体・厚労省・文科省）での取り決めにより行っています。

大学・短大・高専・専修学校	大学側申合せ・企業側倫理憲章	公共職業安定所での取扱い
採用広報活動の開始	12月1日以降	12月1日以降
求人受理の開始	自主的判断	3月1日以降
求人の展示・公開の開始	自主的判断	4月1日以降
選考活動の開始	4月1日以降	4月1日以降
学校推薦の開始	7月1日以降	7月1日以降
正式内定の開始	10月1日以降	10月1日以降

※大学側は「大学・短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」、企業側は「新規卒卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」をそれぞれ定め、双方を尊重した採用活動・就職の取扱いを行っています。

3. 「青少年雇用機会確保指針」について

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期にあったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒雇用の門戸を開き出すことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、平成22年11月15日、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に、新卒採用にあたって、少なくとも卒業後3年間は応募できるようにすることなどが追加されました。

つきましては、本指針に沿って、学校等を卒業後少なくとも3年以内の方は新卒枠での応募受付を行うなど、将来ある若い方が就職のスタートラインにたてるよう、若者の雇用機会の拡大にご協力をお願いします。

4. 公正な採用選考をめざして

公正な採用選考を行うためには、本人の能力・適性などと直接関係のないと考えられることについて書類の提出を求めたり、採用選考の過程において質問や記入を求めることのないようお願いいたします。

5. 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消しについて

事業主が新規学校卒業者に係る募集の中止及び募集人員の削減（大学・短大・高専・専修学校については、当初の募集人員より30人以上かつ、3割以上減じようとする場合に限る。）、採用内定取消し並びに入職時期繰り下げを行おうとする場合には、あらかじめ職業安定所又は学校に対してその旨を通知する義務があります。また、平成21年1月に職業安定法施行規則が一部改正されたことにより、採用内定取消しを行った場合（・2年以上連続しての内定取消しを行った場合・同一年度内に10名以上の内定取消しを行った場合・事業活動の縮小を余儀なくされていると明らかに認められない内定取消しを行った場合など）には、**企業名が公表されることがあります**ので、ご注意ください。

詳しくは、高知労働局又はお近くのハローワークにお問合わせください。

高知労働局 tel (088) 885-6051、ハローワーク高知(学卒コーナー)tel (088) 878-5342、
香美tel (0887) 53-4171、須崎tel (0889) 42-2566、四万十tel (0880) 34-1155、
安芸tel (0887) 34-2111、いのtel (088) 893-1225

2013年3月4日現在

(事業主の方へ)

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。※本事業は、25年度予算成立後に開始されます。現在はその事業の開始の準備を行っているものです。



「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること ・ 社内教育、キャリアアップ制度等 ・ 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 ・ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 ・ 前年度の有給休暇および育児休業の実績 ・ 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

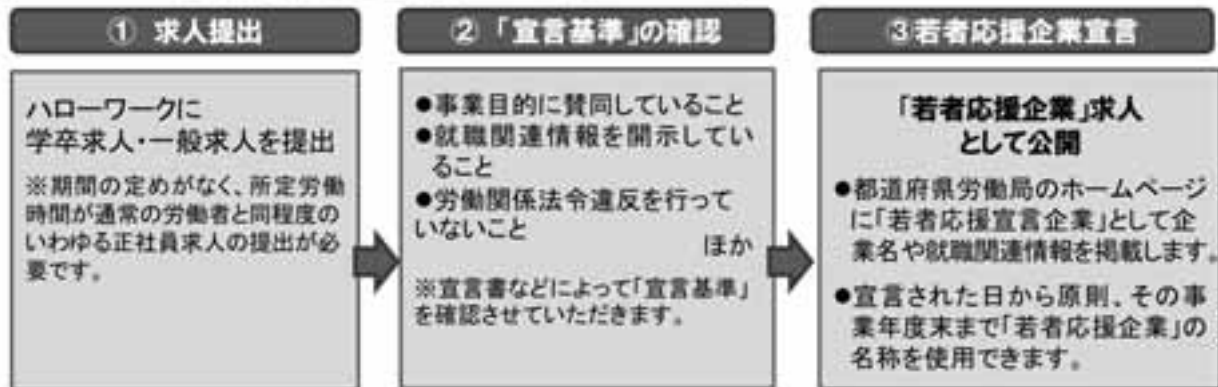
(※2) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同等程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に合わないため対象外となります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL250301 第01

「若者応援企業宣言」までの流れ



事業所PRシート（記載例）

このような情報が都道府県労働局のホームページに掲載されます。

事業所番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 2			
事業所名	(798) 株式会社 まるまるこうぎょう (業) 〇 〇 工 業			
所在地	〇〇県△△市〇〇町 1-2-3			

①社内教育・キャリアアップ制度等	当社独自の技能検定を実施			
②新卒者の採用実績及び定着状況		23年度	22年度	21年度
	採用人数	2	2	1
③新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況		23年度	22年度	21年度
	採用人数	2	1	1
		23年度	22年度	21年度
	うち在籍人数	2	1	0
④有給休暇の取得実績	10 日/年 (有休休暇取得総日数/正社員数)			
⑤育児休業の取得実績	(男性) 50% / (女性) 100% (男性: 育児休業取得者数/配偶者が出産した者の総数) (女性: 育児休業取得者数/出産した者の総数)			
⑥所定外労働時間(月平均)	20 時間			
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	当社は若い人も多く、活気があります。社内はコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができると思います。実務経験がなくても当社の業務内容に興味をもっていただいた方は、ぜひ、ハローワークからの紹介状を持って当社にお越しください。社員一同お待ちしております！！			
⑧求める人材・選考基準	製造業に関心があり、フットワークが軽く、チームワークを重んじる人			
⑨福利厚生制度	新卒旅行休暇（1週間）			
⑩職場の風景	(有) ・ 無)			
⑪インターンシップの受入れ可否	(可) ・ 否)			
⑫職場見学・職場体験の受入れ可否	・受入可能時期 : 8月から9月中で5日間 ・受入人数 : 2人 ・実施できる内容 : 製造ラインの軽作業・補助			
	(可) ・ 否)			
⑬出張講話の可否	・受入可能時期 : 8月から9月中 ・受入人数 : 2人 ・実施できる内容 : 製造ラインの見学、軽作業・補助			
	(可) ・ 否)			
⑭その他	製造に興味のある方は職場見学でも結構ですので、ぜひお越しください。			

※ 「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法及び租税特別措置法の一部が以下のとおり改正されました。

I 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

※ これまでは、平成9年4月1日から平成25年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていました。

1 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」のうち、以下のものです。

契約書作成年月日	契約書	記載された契約金額
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	不動産譲渡契約書	1千万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	
平成26年4月1日～ 平成30年3月31日	不動産譲渡契約書	10万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	100万円を超えるもの

(注) 契約金額が上記の金額以下のものは、軽減措置の対象となりません。

不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万5千円	5千円 (25%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	4万5千円	1万5千円 (25%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	8万円	2万円 (20%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	18万円	2万円 (10%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	36万円	4万円 (10%軽減)
50億円超		60万円	54万円	6万円 (10%軽減)

3 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

4 軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

(例) 建物の譲渡(契約金額 4,000 万円)と定期借地権の譲渡(契約金額 2,000 万円)に関する事項が記載された契約書

- この契約書に記載された契約金額は 6,000 万円(建物の契約金額 4,000 万円+定期借地権の契約金額 2,000 万円)ですから、印紙税額は 4 万 5 千円(平成 26 年 4 月 1 日以降に作成した場合は 3 万円)となります。

5 軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。

(例) 建物建設工事の請負(契約金額 5,000 万円)と建物設計の請負(契約金額 100 万円)に関する事項が記載された契約書

- この契約書に記載された契約金額は 5,100 万円(建物建設工事の契約金額 5,000 万円+設計の請負金額 100 万円)ですから、印紙税額は 4 万 5 千円(平成 26 年 4 月 1 日以降に作成した場合は 3 万円)となります。

《注》建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

II 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日以後に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

○ 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

【収入印紙を誤って貼ったときは】

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等のように取引の相手方に交付する文書の場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を確認する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

【消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合の契約書、領収証】

消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収証」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

【分からないときは】

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

※ 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

第7話 現場監督への道



平成12年度 秀作入賞
奥崎秀幸さんの作品をもとに
脚色を加えたものです

画 しおき のぼる



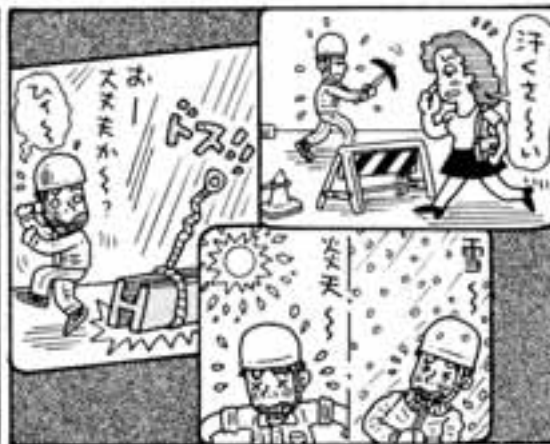
長期の休みには、有無を言わず私を自分の現場に連れて行き仕事を手伝わせた。



私が中学生になった頃、
職人だった父は――



まったく、
何でこんなことをみんな
好んでやっているんだ？



「きつい・きたくない・危険」の
いわゆる「3K」を
私はこの頃に体験した。

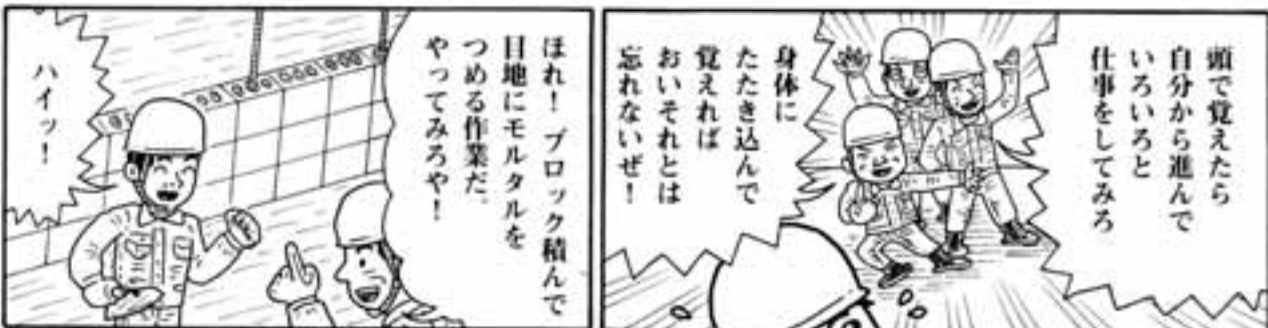


カントク！
バックホー来ました



よし！
次の工程行くぞ！





学習教材 「十市の丘」

三人寄れば文殊の知恵

文殊とは、知恵をつかさどる文殊菩薩のことを言う。

特に頭の良いものでなくても三人集まって相談すれば何か良い知恵が浮かぶものだ、という意味である

この言葉は奥が深く、独善から人々を守り、見方を深め、人との摩擦を防ぎ、より良い知恵が生み出されると考えるとよい。

Two heads are better than one.

文殊菩薩

文殊は、普賢菩薩とともに釈迦如来の脇侍をつとめる。(釈迦三尊)

中国の山西省にある清涼山（住み、広く信仰を集める）



建設短大（24 年 3 月に閉校）の朝礼で、教材として使われた「十市の丘」からの出典です。「十市の丘」は生涯学習を目的に25編で構成されています



生活習慣を見直しましょう⑤



「春眠暁を覚えず」ということわざをご存知でしょうか？これは、春の夜は短く、また気候もよいので、朝になったことにも気づかずつい寝過ぎてしまうという意味です。

春になると暖かくなり、外出することがついつい多くなってしまいます。そうすると、夜遅くまで飲んでしまったりと夜更かしする回数が増加しかねません。睡眠時間も短く、夜更かしもしていると、ヒトの体内時計や睡眠のリズムが乱れてしまいます。

春からの新年度をスッキリと過ごすために、今回はeヘルスネットから「眠りのメカニズム」をご紹介します。

(「高建」編集担当者会事務局)

眠りのメカニズム

私たちは毎日ほぼ同じ時刻に眠り、同じ時刻に目が覚めます。このような規則正しい睡眠リズムは疲労による「睡眠欲求」と体内時計に指示された「覚醒力」のバランスで形作られます。健やかな睡眠を維持するために、夜間にも自律神経やホルモンなどさまざまな生体機能が総動員されます。睡眠にはサイクルがあります。夢を見る「レム睡眠」と大脳を休める「ノンレム睡眠」が約90分周期で変動し、朝の覚醒に向けて徐々に始動準備を整えます。

睡眠と覚醒のリズム



私たちは毎日ほぼ同じ時刻に眠りに入り、7～8時間ほどで自然に目覚めます。また、徹夜をしていても徐々に眠気が強まり、明け方になると耐え難い眠気を感じますが、午後には眠気がいったん軽くなります。このように決まった時刻に眠気が出現し、また醒めてゆく睡眠（眠気）のリズムはどのように形作られるのでしょうか。

睡眠を形作る二つのメカニズム

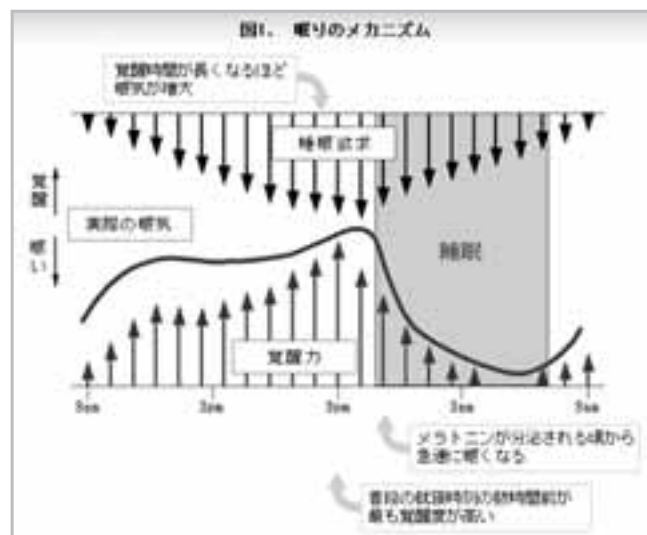


ヒトの睡眠（眠気）は大きく二つのシステムで形作られています。図2に眠りのメカニズムを示しました。

第一のシステムは覚醒中の疲労蓄積による睡眠欲求（青矢印）です。睡眠欲求は目覚めている時間が長いほど強くなります。徹夜などで長時間覚醒していると、普段寝つきにくい人でもすぐに入眠し、深い眠りが出現することが知られています。いったん眠りに入ると睡眠欲求は急速に減少し、その人にとって十分な時間だけたっぴりと眠ると睡眠欲求は消失して私たちは覚醒します。

第二のメカニズムは覚醒力（赤矢印）です。覚醒力は体内時計から発信され、一日の決まった時刻に増大し、睡眠欲求に打ち勝ってヒトを目覚めさせます。普段の就床時刻の数時

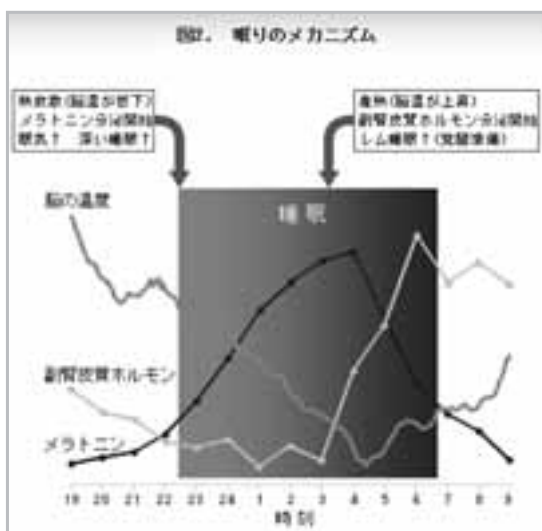
間前に最も覚醒力が強くなり、その後メラトニンが分泌される頃（就床時刻の1～2時間前）に急速に覚醒力が低下します。このため、私たちは夕食後に団欒するなどすっきり目覚めていても、就床時刻あたりで急に眠気を感じるようになります。仮に覚醒力がなければ、徐々に強まる睡眠欲求のため日中の後半は眠気との戦いで質の高い社会生活は営めなくなるでしょう。



睡眠を維持するために生体機能を総動員

睡眠と覚醒を調節するために体内時計は生体機能を総動員します（図2）。例えば、活動する日中には脳の温度を高く保ち、夜間は体から熱を逃がして脳を冷やします（熱放散）。そのため就床前の眠気が強くなる時間帯は脳が急速に冷える時間と一致しています。寝入る前に赤ちゃんの手足がぼっかりしているのは熱放散をしているためです。また同じ頃、体内時計ホルモンであるメラトニンが分泌を始め入眠を促します。これら以外にもさまざまな生体機能が協調しあいながらハーモニーを奏でるように質の高い眠りのために作用します。朝方になると覚醒作用を持つ副腎皮質ホルモンの分泌が始まります。また脳の温度が自然に高くなります。このような準備状態が整って私たちは健やかな目覚めを迎えます。

メラトニンは睡眠を促進する作用を持ちますが、明るい光の下では分泌が停止します。静臥して熱放散を促し、メラトニン分泌を妨げないように消灯をした暗い部屋で休むことは、睡眠をサポートする生理機能の力を最大限に引き出す上でも大事なことなのです。

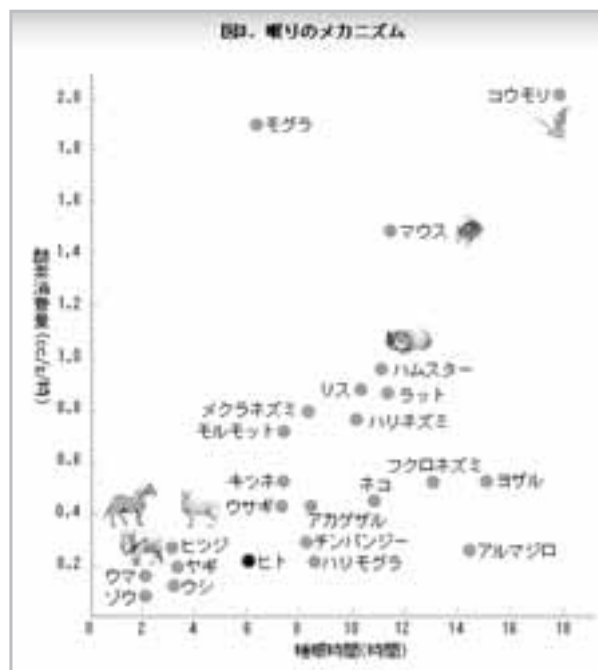


睡眠を維持するために生体機能を総動員

睡眠はすべての動物種で見られますが、睡眠の長さはさまざまです。一般的にコウモリやネズミなど運動量が多く、体重当たりの消費カロリー数が多い動物種ほど睡眠時間が長い傾向があります（図3）。すなわち、睡眠は覚醒中に蓄積した疲労を回復すると同時に、エネルギーを節約するための最も効率の良い休養のあり方であるといえます。ヒトも成長とともに体重当たりの消費カロリーが減少します。睡眠時間、特に深い睡眠が年齢とともに減るのは理に適ったことであるともいえます。

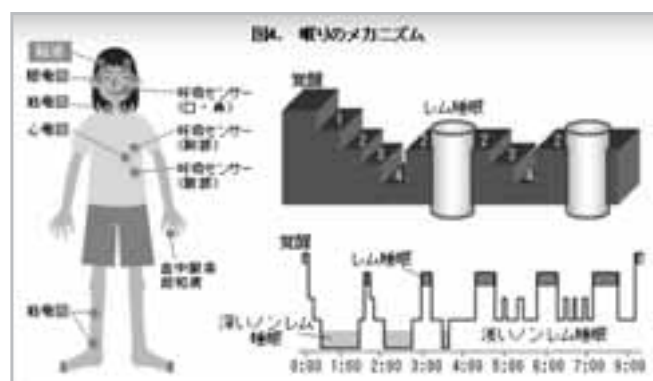
睡眠もダイナミックに変化する

睡眠は決して「脳全体が一様に休んでいる状態」ではありません。眠っている間にも脳活動はさまざまに変化します。



ヒトの睡眠は、ノンレム睡眠とレム睡眠（REM sleep）という質的に異なるふたつの睡眠状態で構成されています。レム睡眠は、眠っているときに眼球が素早く動く（英語でRapid Eye Movement）ことから名づけられました。ノンレム睡眠では脳波活動が低下し、睡眠の深さにしたがってさらに4段階に分けられます。

図4に睡眠脳波検査で測定した健康成人の典型的な夜間睡眠パターンを示してあります。睡眠は深いノンレム睡眠（段階3と4）から始まり、睡眠欲求が低下する朝方に向けて徐々に浅いノンレム睡眠（段階1と2）が増えていきます。その間に約90分周期でレム睡眠が繰り返し出現し、睡眠後半に向けて徐々に1回ごとのレム睡眠時間が増加していきます。



深いノンレム睡眠は脳皮質の発達した高等生物で多く出現します。昼間に酷使した脳皮質を睡眠前半で集中的に冷却し休養を取らせませす。レム睡眠では全身の筋肉が弛緩し、エネルギーを節約して身体を休める睡眠といえます。レム睡眠時の脳波活動は比較的活発で夢をよく見るほか血圧や脈拍が変動することから、心身ともに覚醒への準備状態にある睡眠ともいえます。

統計資料

都道府県別許可建設業者数

(国土交通省建設業課調 平成24年3月末現在)

都道府県	大臣			知事			合計
	一般	特定	純計	一般	特定	純計	
北海道	76	74	119	19,602	2,331	20,655	20,774
青森	40	20	46	5,699	510	5,872	5,918
岩手	39	31	52	4,150	344	4,248	4,300
宮城	115	75	152	7,177	549	7,473	7,625
秋田	36	32	49	4,079	392	4,229	4,278
山形	56	48	74	4,565	399	4,709	4,783
福島	63	45	81	8,456	552	8,672	8,753
茨城	87	53	117	12,163	781	12,456	12,573
栃木	48	51	77	7,424	506	7,641	7,718
群馬	62	59	92	7,649	493	7,843	7,935
埼玉	257	159	349	23,019	858	23,432	23,781
千葉	151	112	210	17,309	1,078	17,870	18,080
東京	1,865	1,691	2,790	39,770	3,310	42,106	44,896
神奈川	353	282	495	26,094	1,489	26,989	27,484
新潟	81	72	108	10,344	1,004	10,616	10,724
富山	86	63	110	5,242	416	5,380	5,490
石川	87	65	113	5,414	439	5,639	5,752
福井	46	47	70	3,956	468	4,151	4,221
山梨	19	16	27	3,470	321	3,621	3,648
長野	54	54	84	7,857	780	8,199	8,283
岐阜	107	94	151	8,480	702	8,772	8,923
静岡	105	67	140	14,827	999	15,323	15,463
愛知	386	249	509	24,485	1,557	25,239	25,748
三重	64	48	91	7,311	619	7,522	7,613
滋賀	41	37	63	5,284	536	5,530	5,593
京都	136	126	199	11,631	978	12,124	12,323
大阪	1,012	710	1,360	34,736	2,339	36,003	37,363
兵庫	228	223	353	18,123	1,659	18,977	19,330
奈良	37	40	62	4,893	552	5,159	5,221
和歌山	52	43	67	4,669	559	4,858	4,925
鳥取	25	13	32	2,121	271	2,200	2,232
島根	42	25	51	2,855	406	3,017	3,068
岡山	84	67	123	6,666	902	7,120	7,243
広島	186	139	255	11,533	880	11,958	12,213
山口	70	57	100	6,091	545	6,366	6,466
徳島	30	24	42	3,082	367	3,298	3,340
香川	75	47	95	3,773	380	3,953	4,048
愛媛	44	35	61	5,503	594	5,838	5,899
高松	11	14	23	2,874	418	3,080	3,103
福岡	286	207	383	20,118	1,868	21,165	21,548
佐賀	48	43	73	3,141	238	3,237	3,310
長崎	50	37	64	4,909	500	5,098	5,162
熊本	45	48	72	6,272	738	6,625	6,697
大分	40	31	50	4,404	416	4,542	4,592
宮崎	29	28	43	4,520	485	4,737	4,780
鹿児島	48	40	62	5,488	740	5,693	5,755
沖縄	6	5	7	4,402	939	4,658	4,665
計	6,908	5,546	9,746	455,630	38,207	473,893	483,639

高知県の公共事業動向

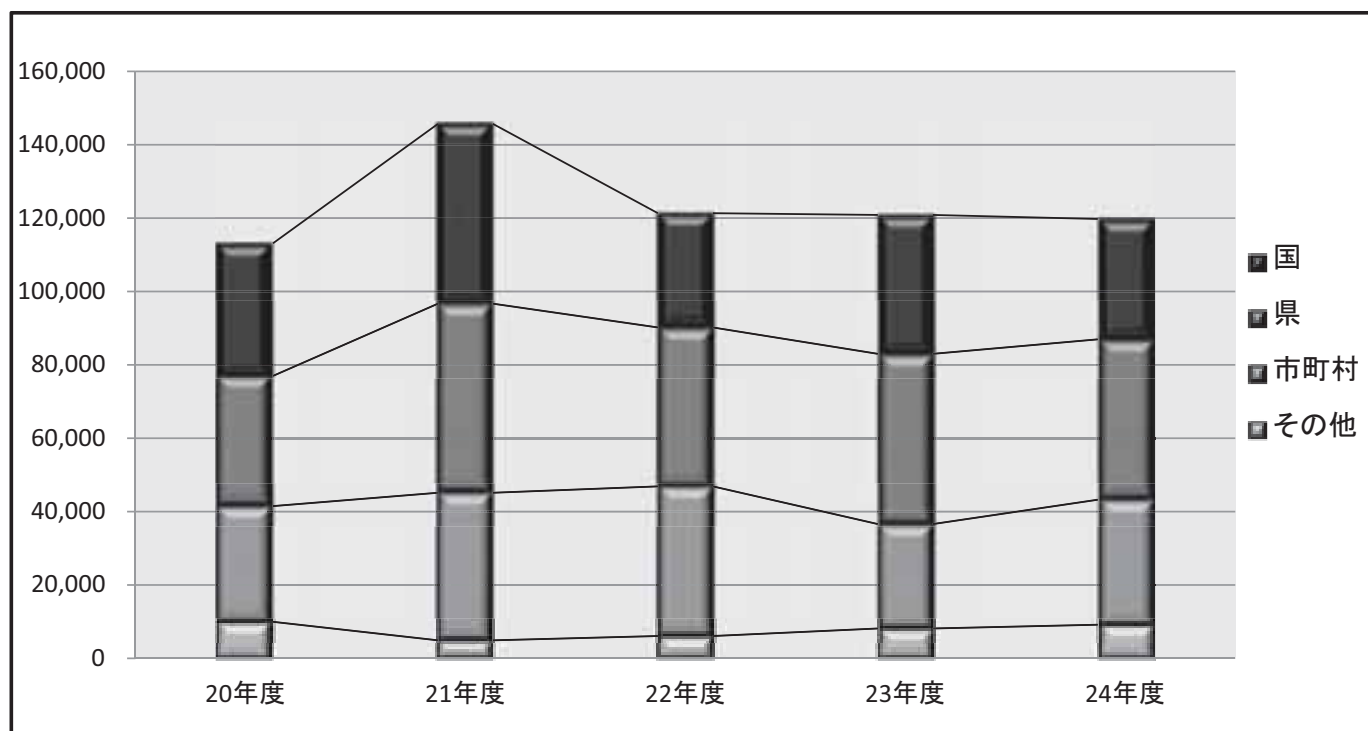
平成23年度の高知県内の公共事業動向を西日本保証㈱の保証取り扱いからみると、請負額は対前年比で0.9%減の1,198億円となった。

発注者別にみると、国で2桁減の328億円、県で5.7%減の437億円と共に減少となった。一方、市町村は19.6%増の340億円、その他公共的団体で12.5%増の91億円となった。

※西日本保証株式会社高知支店よりデータ提供

(単位:百万円)

	国		県		市町村		その他公共的団体 (独立行政法人等)		合計	
	請負金額	前年比	請負金額	前年比	請負金額	前年比	請負金額	前年比	請負金額	前年比
20年度	36,155	2.5%	35,498	2.1%	31,574	12.9%	9,915	-23.5%	113,142	1.9%
21年度	49,017	35.6%	51,542	45.2%	40,222	27.4%	4,894	-50.6%	145,675	28.8%
22年度	31,163	-36.4%	43,311	-16.0%	40,827	1.5%	6,036	23.3%	121,337	-16.7%
23年度	37,927	21.7%	46,385	7.1%	28,454	-30.3%	8,138	34.8%	120,904	-0.4%
24年度	32,866	-13.3%	43,747	-5.7%	34,040	19.6%	9,156	12.5%	119,809	-0.9%



平成25年死亡重大災害発生状況

区 区	区 区	区 区	区 区	区 区	区 区	区 区
1	区 区	25.1.9 (09:00)	区 区	区 区	区 区	区 区
2	区 区	25.1.16 (10:00)	区 区	区 区	区 区	区 区
3	区 区	25.2.8 (08:20)	区 区	区 区	区 区	区 区
4	区 区	25.2.11 (17:20)	区 区	区 区	区 区	区 区

[illegible]

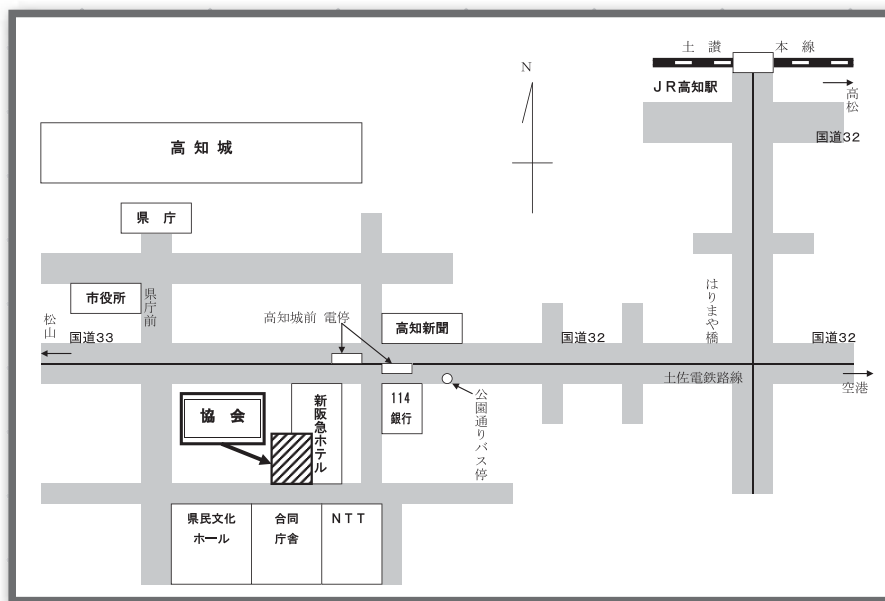
▲陳列室：(1) 25 年 2 月 28 日以前，(2) 以後，(3) 作者數目，及二位年同月同日生者。

	设备类	家具类	建设类	运输类	电力类	水利类	信息设备类	其他类	合计
平成 26 年	0	0	2	1	0	0	1	0	4
平成 24 年	1	0	0	0	0	1	1	0	3
增 減	1	0	-2	-1	0	1	0	0	-1

平成25年・24年 業種別・品別労働災害(休業1日以上)発生状況

業種	品別	平成25年					平成24年				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1 建設業	建設業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	建設業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2 製造業	製造業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	製造業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3 卸売業・小売業	卸売業・小売業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	卸売業・小売業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4 運輸業・郵便業	運輸業・郵便業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	運輸業・郵便業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5 情報通信業	情報通信業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	情報通信業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6 学芸・スポーツ・娯楽業	学芸・スポーツ・娯楽業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	学芸・スポーツ・娯楽業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
7 飲食業	飲食業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	飲食業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
8 宿泊業・福祉業	宿泊業・福祉業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	宿泊業・福祉業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
9 農林業	農林業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	農林業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
10 漁業	漁業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	漁業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
11 業種不明	業種不明	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	業種不明	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
12 品別不明	品別不明	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	品別不明	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
13 合計	合計	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	合計	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

協会案内



〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

T E L 088-822-6181

F A X 088-823-5662

一般社団法人高知県建設業協会の概要

当協会は高知県の建設企業で構成する業界団体です。

理事会を中心に、常置委員会と特別委員会を組織して運営しています。

また会員企業は、土木部会・建築部会・下水道部会の何れかに属し、その業種に応じた活動も展開しています。

平成 22 年 4 月には県内 12 地域に支部機能を担う団体を組織し、各支部が地域の実情に応じた取組みを積極的に推進しています。

【協会内組織】

委員会

常置委員会（総務・労務・土木・建築・保健）

特別委員会（倫理委員会、コンプライアンス委員会、高知県若年建設従事者入職促進協議会）

支部長会

青年部連合会

女性部

＜協会が窓口となる機関＞

高知県建設産業団体連合会

高知県建設会館

自由民主党高知県建設支部

勤勞者退職金共済機構 建退共高知県支部

建設業福祉共済団（法定外労災補償制度）

建設業振興基金（建設業経理事務士検定試験）

第三者賠償責任保險

「高建」編集担当者会 事務局通信

「高建」の紙面充実のため次のアンケートにご協力下さい。

○「おめでたいニュース」コーナーへの情報提供

このコーナーでは会員企業・関係団体の皆様のおめでたいニュースを掲載しています。

(1)「おめでたいニュース」はありますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

①どういった内容ですか？(該当するものを○で囲んで下さい)

【 結婚 出産 昇進 誕生日 受賞(趣味等でも可) 資格取得 入社 その他() 】

②そのニュースの当事者はどちらの方ですか？

【 自分 ・ 知人 】(どちらかを○で囲んで下さい)

③そのニュースは「高建」への掲載が可能ですか？

【 可能 ・ 不可 ・ 不明 】(いずれかを○で囲んで下さい)

○「支部・会員企業・関係団体イベント情報」の提供

このコーナーでは、支部・会員企業・関係団体が単独もしくは協力して開催しているイベント情報(地域内のお祭りも含む)を掲載します。

(1) イベント情報はございますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

イベント名：

概 要：

○クロスワードパズル回答 (P43参照)

解答 _____ (未記入でもかまいません)

○「高建」へのご意見・ご感想がありましたらご記入ください。

()

お 名 前	
所属(団体・企業)	
電 話 番 号	

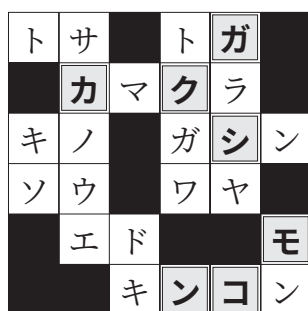
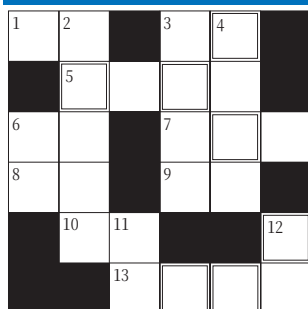
ご協力ありがとうございます。下記によりご送信ください

「高建」編集担当者会 事務局 あて

FAX 088-823-5662

クイズの答え

夏号



2重線の文字を組み合わせてできたことばを漢字に直し、その漢字3文字をご記入下さい。

ヒント：□□□□のすゝめを読んで□□□くならう！

(タテのカギ)

- ②○○田村麻呂
○○○の雲
- ③○○家康 ○○慶喜
- ④細川忠興の妻
- ⑥○○義仲
平氏を征伐 義経に敗れる
- ⑪古代素焼の器物
- ⑫昔の貨幣の単位 一〇無し

(ヨコのカギ)

- ①○○の国 (高知県)
- ③罪人のこと ○○人
- ⑤最近1185年成立の見解が主流
○○幕府
- ⑥平安時代の歌人
当地にも土佐守として赴任
- ⑦中国春秋時代の記事から○○嘗胆
- ⑧中世農民の共同組織
- ⑨西日本の方言
「無茶」「乱暴」なこと
土佐弁では「おちょくる」などの意
- ⑩八百八町
- ⑫夫婦に歴史あり、50周年を祝う
○○○○式

答え：学問、賢

秋号



2重線の文字を組み合わせて、ヒマラヤ山脈の南側にある国の名前をご記入下さい。

ヒント：この国の国王陛下が福島県を訪れたとき「自分の中の龍を大切に育てて下さい」と述べられた。

(タテのカギ)

- ②自分の息子をへりくだって言う語。古くは女子にも用いられた。「瘦せ枯れ」が語源とも言われています。
- ③猛禽類で比較的大きい鳥をワシ、小さい鳥を○○という。英語でホークと呼ばれています。
- ④「ピンから○○まで」最後又は最低のもの。
- ⑤アイヌ語で「送り儀式」のことで、「熊祭り」の字を当てたことも多い。
- ⑥兵庫県の県庁所在地。人口150万人余りの政令指定都市。
- ⑦太陽の出る方向に向いて左の方角
- ⑧10億分の1メートルの単位。ギリシャ語の小人という語に由来する。
- ⑨疑似餌として使われる釣り道具
- ⑩サハラ砂漠に吹く熱風。子供に大人気のアニメ社名にもなっています。
- ⑪最大種で体長300cm、最小種は、野市動物園でも大人気の「マレー○○」で体長100-150cm程度。ネコ目内でも大型種で構成されています。

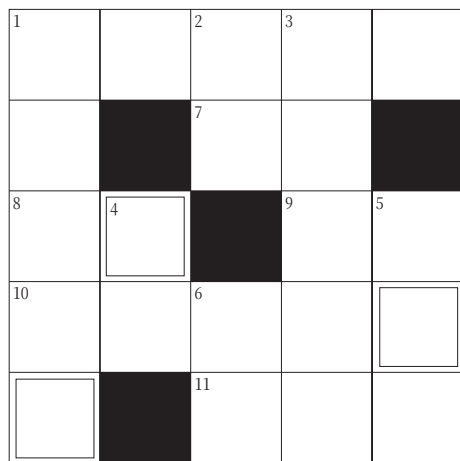
(ヨコのカギ)

- ①漢字で山翡翠と書くカワセミの仲間。
- ③河川や湖の一部が段差になり水が落下している場所をいう。瀑布ともいう。
- ⑤別名でアンカーと呼ばれる。船や航海を連想させるものとして、シンボリックに用いられることも多い。
- ⑥デフレから日本を立て直した大臣。高橋○○
- ⑧今の英語読み。ツイッターで語尾に付けることが流行しています。
- ⑨コロンブスはこれを机に立てたと言われている。最初に着想し成功させることは難しいという逸話。
- ⑩小説の英語読み。
- ⑪活動的、積極的であることの英語読み。
- ⑫イタリアの首都。アウグトゥスを初代皇帝とするこの名前の大帝が築かれました。

答え：プータン

クロスワードパズル

問 2重枠の文字を組み合わせて漢字2文字の熟語を完成させてください。



ヒント：春の時期はよく飛んできます。

(タテのカギ)

- ① キク科の二年草。漢字では春紫苑。
- ② 果汁などをゼラチンで固めた菓子の一種。
- ③ 聞くこと。聞き取り。
- ④ ○圧。台○。
- ⑤ のみこみ。会得。○○が早い。
- ⑥ 動物を飼育したり、誘い寄せたりするための食物。

(ヨコのカギ)

- ① 空腹なこと。飢えているさま。
○○精神。
- ⑦ 失敗。間違えること。誤り。
- ⑧ 自分の才能や仕事に自信をもち、誇らしく思うこと。

- ⑨ 一軒家での癒しの空間になることが多い。○園。
- ⑩ 競技で、味方の選手・チームを励ますためにうたう歌。
- ⑪ 相手の気持ち・事情・ようすなどをそれとなくうかがうこと。○○を入れる。

正解者に抽選で
1000円相当の商品
券をプレゼント!!

前号の正解は
新年「シンネン」でした。

商品券当選者
田部 史恵さん (関西土木株)

おめでとう
ございます

南海地震に備えちよき

2

津波から身を守る

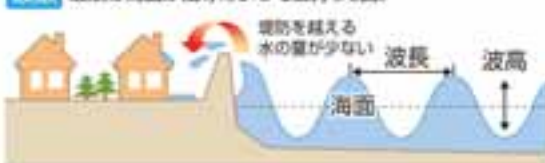
●キーワード●

「とにかく早く より 高い所へ」

1) 津波を正しく理解しよう

■波浪と津波の大きな違い

波浪 波浪は海面が風等によって波打つ現象



津波 津波は海底から海面までの海水全体が動く(波長が長い)



■津波の特徴

- 津波が押し寄せてくると、膝上の高さでも、人は立ってはいられません。
- 津波の波長（波の山から山までの距離）は長いので、深海ほど速く伝わり、浅くなれば速度は遅くなりますが波高は高くなる性質があります。
- 地震の発生位置や規模により、予想される到達時間や高さは違ってきます。
- 第一波が最も大きいとは限りません。
- 引き波で始まるとは限りません。

■津波の脅威

- 津波は川をさかのぼり溢（あふ）れます。
- 津波は広い道路を伝って広がります。
- 平野部は注意が必要です。今回の東日本大震災では平野部で内陸に5km以上津波が遡上しています。
- 須崎湾のようなV字湾などでは津波のエネルギーが湾の奥に集中し、波高が高くなる場合があります。
- 引き波は流れが強く、壊れた家や船などは沖に流されます。
- 地球の反対側からでも津波は伝わり、被害を及ぼします。（チリ地震津波）



防災掲示板

災害時要援護者への支援

近所に、自力で避難できなかつたり、避難の判断や情報収集が困難な方がいる場合、普段のお付き合いを通じて、できるだけ状況を把握しておきましょう（高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等）。

南海地震のような大きな災害が起こった場合、こうした方が被害に遭いやすい傾向にあるので、日頃から地域で話し合っておきましょう。



津波避難訓練時



2) 津波による被害



浜辺を襲う津波 (2011年3月11日午後3時56分宮城県名取市で共同通信社ヘリから)



大津波によって大量のがれきに埋めつくされた
(2011年4月4日 岩手県釜石市、提供 高知新聞社)



大津波によってビルの屋上に運ばれた観光バス
(2011年7月15日 宮城県雄勝町)

3) 津波避難のポイント

地域で津波避難計画をつくり訓練して備えましょう

(避難計画の作り方はこの冊子の後ろの“作っちゃき”からご覧ください)

ゆれたら ↓	長い揺れや強い揺れの後には必ず津波が来ると 思ってください。	
とにかく ↓	津波警報や津波注意報の発表を待たず、身一つで。 (メガネ、薬、携帯ラジオ、懐中電灯など避難するのに必要な ものは、日頃からすぐ持ち出せるようにしておきましょう。)	
いそいで ↓	近くの高いところへ早く逃げましょう。 高台がない場合は、鉄筋コンクリートの建物なら3階以上 の高さに上がりましょう。状況によってはさらに高いところ に避難しましょう。 原則、車を使わず急いで逃げてください(渋滞に巻き込ま れたり、車の鍵を探したりして逃げ遅れる可能性があります)。	
津波警報等が 解除されるまで ↓	津波は繰り返し襲ってきます。安全なところに避難したら、 津波警報などが解除されるのをラジオなどで確認してくださ い。警報等が解除されるまで絶対に戻らないでください。	

高知県観光キャンペーン



高知よさこい情報交流館

はりまや橋商店街
東口に

4.27(土) 13:30

オープン!!

FREE
入場料
無料

※イメージ

高知で生まれたよさこい祭りの歴史や魅力を紹介する
『高知よさこい情報交流館』が誕生します!

高知のよさこい祭りは本年60回の記念大会を迎え、これを記念し高知よさこい情報交流館がオープンします。

館内は、歴史と知識の「よさこいサークル」、進化と体験の「よさこいスクエア」で構成されており、迫力ある150インチの大型スクリーンでよさこいの歴史を上映する「よさこいシアター」や、鳴子を手にしてのよさこい体験やよさこいの衣装を着て記念撮影ができる「よさこい体感コーナー」他、魅力が満載です。

また、高知よさこい情報交流館周辺には、はりまや橋、からくり時計、横山隆一記念まんが館、昨年11月に誕生した名曲「南国土佐を後にして」の歌碑など、まち歩きスポットも充実しています。

館内MAP



オープニングイベント開催!

平成25年

4/27(土)・28(日)・29(祝)

各日13:00~14:00

3日間、はりまや橋商店街にて、
よさこい鳴子踊りの演舞を披露します!

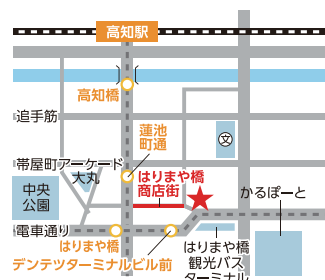
※イメージ



〒780-0822 高知市はりまや町1丁目10-1
開館時間: 10:00~18:30
休館日: 毎週水曜日、12月29日~1月1日

お問い合わせ

高知市観光振興課
TEL.088-823-9457



あつたか
高知

2013 8.9(金) - 12(月)

8.9(金)
前夜祭
〔高知市中央公園〕
花火大会
〔高知湾畔〕

8.10(土)・11(日)
よさこい祭り本番
〔高知市内西園浜場・御舞場〕

12(日)
後夜祭・よさこい全国大会
〔高知市中央公園・追手町・番町町アーナー・高知城内〕

祭

YOSAKOI Festival

第60回

本家・よさこい・土佐の夏

よさこい祭振興会
高知商工会議所



（写真提供：高知県）

小島橋（北川村）

魚梁瀬森林鉄道遺産の中でもっとも規模の大きな橋。山の緑の中に赤い橋脚が印象的です。1932（昭和7）年に建設され、森林鉄道の歴史を今に伝える貴重な資料として、2009年に他の建造物とともに国の重要文化財に指定されました。写真を撮るなら、周囲の山々の山桜がきれいな春が一番のおすすめ。

（高知県ホームページより）

一般社団法人 **高知県建設業協会**

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

TEL.088-822-6181
FAX.088-823-5662

URL <http://www.kokenkyo.or.jp/>

土 木 部 会	TEL.088-822-6181
室 戸 支 部	TEL.0887-22-0222
安 芸 支 部	TEL.0887-35-2560
南 国 支 部	TEL.088-864-2826
嶺 北 支 部	TEL.0887-76-2341
高 知 支 部	TEL.088-822-0322
伊 野 支 部	TEL.088-892-0581
高 吾 北 支 部	TEL.0889-26-0516

高 陵 支 部	TEL.0889-42-2429
高 幡 支 部	TEL.0880-22-0769
中 村 支 部	TEL.0880-35-2730
宿 毛 支 部	TEL.0880-65-7755
土 佐 清 水 支 部	TEL.08808-2-0208
建 築 部 会	TEL.088-824-6171
下 水 道 部 会	TEL.088-822-6181